

# 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した「健全化判断比率」及び「資金不足比率」に係る山形県内市町村の状況について〔速報〕

令和6年9月  
みらい企画創造部

## 1 健全化判断比率（4指標）の状況について

### （1）実質赤字比率（一般会計等に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率）

- 早期健全化基準、財政再生基準以上の団体：なし
- 全団体黒字のため該当なし

### （2）連結実質赤字比率（全会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率）

- 早期健全化基準、財政再生基準以上の団体：なし
- 全団体黒字のため該当なし

### （3）実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率）

- 早期健全化基準、財政再生基準以上の団体：なし
- 県平均（加重平均）：8.9%（対前年度比 +0.3ポイント）
- 《参考》 18%以上（起債に当たり許可が必要）の団体：なし（4年度決算：なし）

### （4）将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた、一般会計等が将来負担すべき実質的負担の標準財政規模を基本とした額に対する比率）

- 早期健全化基準以上の団体：なし
- 県平均（加重平均）：37.8%（対前年度比 ▲6.5ポイント）

## 2 公営企業における資金不足比率の状況について

資金不足比率・・・資金不足額の事業の規模に対する比率（公営企業会計ごと）

- 経営健全化基準以上の公営企業会計：なし
- 資金不足が生じた公営企業会計：なし

《参考》早期（経営）健全化基準及び財政再生基準について（市町村基準）

比率名	R5 県平均	早期（経営）健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	比率なし	財政規模に応じ11.25～15%	20%
連結実質赤字比率	比率なし	財政規模に応じ16.25～20%	30%
実質公債費比率	8.9%	25%	35%
将来負担比率	37.8%	350%	
資金不足比率（公営企業会計ごと）	—	20%	

以上

## 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について【速報】

### 1. 県内市町村の健全化判断比率

(単位:%)

No.	団体名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率		将来負担比率	
				R5	R4	R5	R4
1	山形市	-	-	7.8	7.6	92.5	97.0
2	米沢市	-	-	8.2	7.8	45.1	41.2
3	鶴岡市	-	-	7.4	6.7	43.2	40.8
4	酒田市	-	-	10.0	10.0	6.5	16.8
5	新庄市	-	-	7.1	7.1	-	2.0
6	寒河江市	-	-	7.8	7.8	-	-
7	上山市	-	-	5.9	6.4	20.0	36.0
8	村山市	-	-	8.6	8.5	20.8	49.3
9	長井市	-	-	13.2	11.7	256.1	234.4
10	天童市	-	-	4.7	4.8	-	-
11	東根市	-	-	8.3	7.8	-	-
12	尾花沢市	-	-	9.0	8.1	31.0	44.7
13	南陽市	-	-	12.6	12.2	114.7	122.5
都市計				8.2	7.9	45.2	49.6
14	山辺町	-	-	10.1	10.3	-	-
15	中山町	-	-	11.7	12.0	28.0	43.4
16	河北町	-	-	9.1	8.8	17.5	29.1
17	西川町	-	-	11.6	12.0	-	-
18	朝日町	-	-	8.3	7.9	-	-
19	大江町	-	-	8.6	8.4	-	-
20	大石田町	-	-	11.0	11.9	17.3	41.3
21	金山町	-	-	9.4	9.8	-	-
22	最上町	-	-	10.7	9.6	26.8	27.8
23	舟形町	-	-	11.1	11.5	-	-
24	真室川町	-	-	5.5	5.4	5.0	14.8
25	大蔵村	-	-	10.0	8.9	-	-
26	鮭川村	-	-	5.5	5.7	-	-
27	戸沢村	-	-	13.4	12.8	40.8	70.0
28	高畠町	-	-	11.7	11.5	73.9	77.4
29	川西町	-	-	12.7	12.6	130.8	143.4
30	小国町	-	-	12.3	12.5	50.5	60.3
31	白鷹町	-	-	11.8	10.7	14.9	31.8
32	飯豊町	-	-	13.5	12.8	113.9	117.6
33	三川町	-	-	10.3	9.8	98.7	105.9
34	庄内町	-	-	10.8	10.8	23.5	26.6
35	遊佐町	-	-	11.7	10.7	38.3	61.4
町村計				10.7	10.5	18.4	30.5
県計				8.9	8.6	37.8	44.3

(注) 1 都市計、町村計、県計は加重平均

(注) 2 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「-」と表記

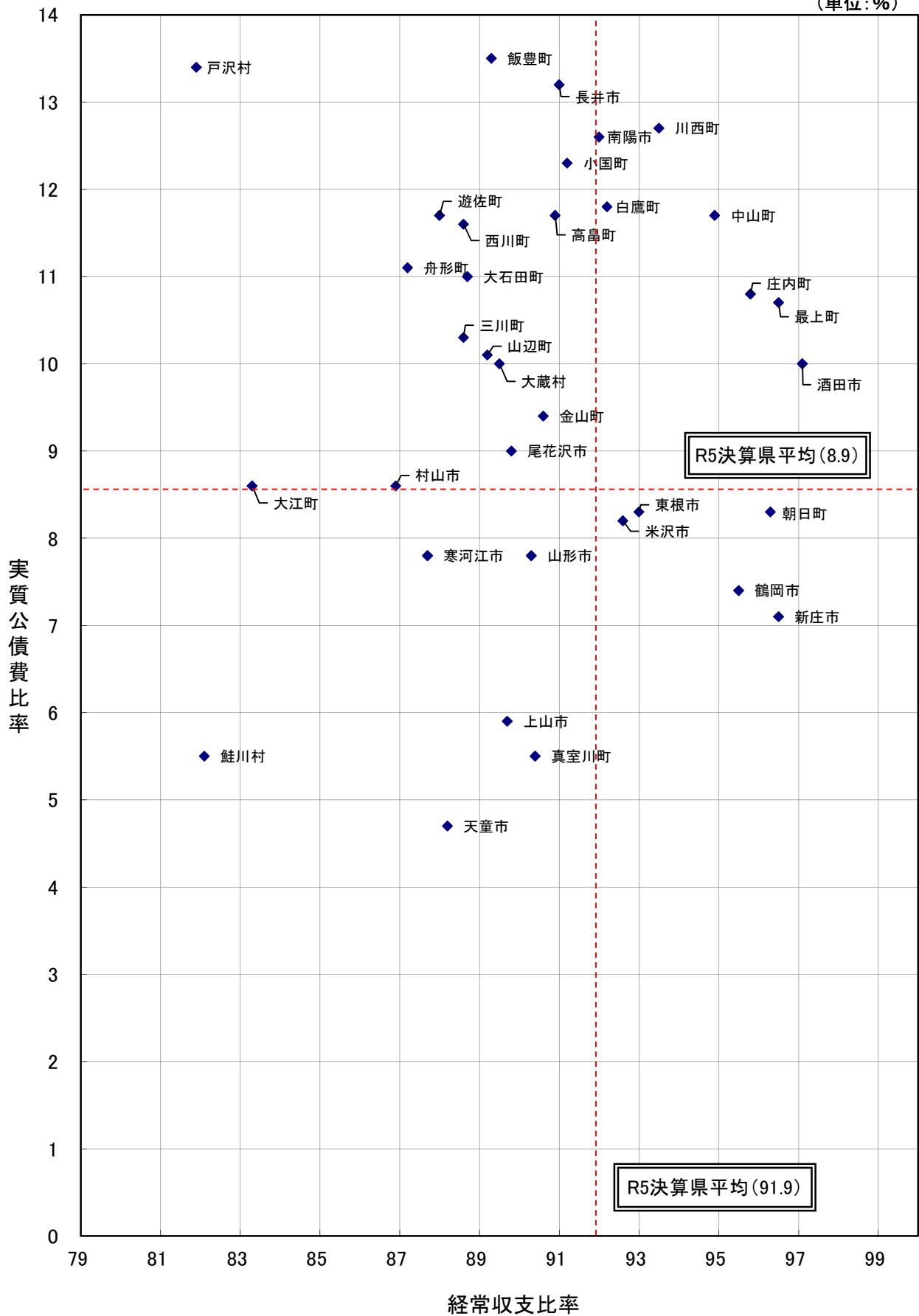
(注) 3 早期健全化基準は実質公債費比率25%、将来負担比率350%

### 2. 県内市町村等の資金不足比率

資金不足の生じた会計はなし

参考1：経常収支比率と実質公債費比率の状況（令和5年度決算）

(単位：%)



参考2：将来負担比率と実質公債費比率の状況（令和5年度決算）

（単位：％）

